

都城市商工業者等省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、原油価格・物価高騰により事業継続への不安が高まる中、省エネルギー設備の導入によりコスト削減を図る商工業者等への支援を目的に、予算の範囲内において、都城市商工業者等省エネルギー設備導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業者、中小企業者、小規模事業者、NPO法人等をいう。
- (2) 個人事業者 株式会社等の法人を設立せずに自ら独立し、事業を行っている個人事業主等をいう。
- (3) 事業所 事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (4) 法人市民税 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第3号イに規定する法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。
- (5) トップランナー基準 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準をいう。
- (6) グリーン購入法調達基準 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第2項第2号に規定する基準をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 申請時において、都城市内に法人登記及び事業所を有する法人又は都城市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者。ただし、法人にあつては、法人市民税台帳への登載が確認できる場合は、法人登記を有するものとみなす。

(2) 市税を滞納していない者

2 前項に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としな

(1) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）（令和6年4月1日施行）における大分類Aの農業、林業に属する個人事業者及び大分類Bの漁業に属する個人事業者

(2) 都城市暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第21号）第2条第1号から第3号に規定する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項及び第13項第2号に規定する営業を行う者

(4) 政治団体

(5) 宗教上の組織若しくは団体

(6) 市が出資している法人・団体等

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が第1条の目的を達成するために、補助対象者が事業所において使用している設備を、別表に掲げる設備に更新する事業であって、かつ、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市長が補助対象事業と認める場合は、この限りではない。

(1) 補助対象者が事業所において使用する設備を導入する事業であって、導入により、エネルギー使用量の削減につながるものであること。

(2) 補助対象者が法人の場合にあっては、市内の事業所において使用するものであること。

(3) 市内事業者から設備を調達する事業であること。ただし、設備の特殊性等の理由により市内事業者からの調達が困難であると市長が認める場合はこの限りでない。

(4) 導入する設備は、新品（未使用品）であること。

(5) 設備の導入前後で使用用途が同じであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 第9条第1項の規定による補助金の交付決定を受ける前に契約又は着工若

しくは代金の支払いがされているもの

- (2) リース取引による調達等、補助対象者の所有と認められないもの
- (3) 販売、貸付等による利益を目的とするもの
- (4) 国、県又は市の他の補助事業による助成を受けている又は受ける予定であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その内容が法令若しくは公序良俗に反するおそれがある又は補助対象事業とすることが不相当と市長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 前条に定める事業のうち、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるものとする。

- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。
- 3 補助対象経費の総額が10万円未満の場合は、補助対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、限度額を100万円とする。

- 2 補助金の交付は、1補助対象者に対して1回限りとする。

(補助金の支払方法)

第7条 補助金の支払方法は、確定払とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業の実態等が確認できる書類
 - ア 法人の場合は、発行から3月以内の法人登記の登記事項証明書の写し
 - イ 個人事業者の場合は、直近1期の確定申告書の写し又は市民税申告書の写し
 - ウ 創業間もない等、前号により難しい場合は、税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し等
- (4) 所在地又は住所と対象設備の設置場所が異なる場合は、設置場所において事

業活動を営んでいることが確認できる書類

(5) 更新前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真並びに性能が確認できる書類

(6) 事業所で使用している更新前の設備の設置場所を示した平面図

(7) 導入する設備の性能が確認でき、かつその性能が補助対象要件を満たすことを確認できる書類

(8) 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する設備の製品名・型番が確認できる見積書の写し

(9) 市税の滞納のない証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類のうち、補助金の交付決定に当たり市長が行う市税の納税状況調査に申請者が同意する場合においては、前項第9号に規定する書類の添付を省略させることができる。

3 補助金の交付申請は、毎年12月末日までに行わなければならない。

(交付の決定又は却下)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金等交付決定書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 前条の内容審査の結果、市長が不相当と認めるときは、補助金等交付申請却下決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業内容の変更又は廃止をしようとするときは、速やかに補助金等変更(廃止)申請書(様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、適当であると認めたときは、速やかに補助金等の変更交付の決定をし、申請者に補助金等変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 規則第9条第1項に規定する軽微な変更については、その変更の内容が本事業において実質的に影響のない事項の変更で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が 30 パーセント以内のもの

(2) 交付決定額の増額変更を伴わないもの

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合、補助金等実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる書類等を添えて、完了の日から 30 日以内又は令和 9 年 3 月 19 日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書その他代金を支払ったことを証明する書類の写し

(4) 補助対象経費に係る契約書又は注文書等の写し

(5) 対象設備の設置状況の分かる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金額を確定の上、補助金等確定通知書(様式第 7 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求日より 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した対象設備を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第 19 条第 1 項ただし書きに規定する財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。)で定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は、10 年とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、補助事業者が処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部について、納付を求めることができるものとする。

(調査協力)

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該設備について、導入効果の報告、稼働状況の現地確認を市から求められた場合は、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 16 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 補助金の交付条件に違反したとき

(4) 当該設備について、第 14 条第 3 項に規定する承認を受けずに処分したことが確認されたとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 22 日改正)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条及び第 5 条関係）

設備の名称	設備の内容等	補助対象経費等
空調設備	トップランナー基準を達成した設備若しくはグリーン購入法調達基準に適合した設備、又はこれらと同程度の省エネルギー効果が認められる設備を対象とする。 ただし、LED照明設備については、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新は対象外とする。	対象設備の購入費及び購入に係る設計費、運搬費、据付費、工事費等。 ただし、保守料や保証・保険料等、設備更新に直接関係しない経費は、対象としない。
冷凍・冷蔵設備 （ショーケースを含む。）		
変圧器		
モーター		
LED照明設備		
給湯設備		
ボイラー	蒸気ボイラーは、ボイラー効率 90%以上の設備を対象とする。 温水ボイラーは、ボイラー効率 88%以上の設備を対象とする。	